

逮捕手続の実務

～疑問解消110事例～

目 次

はしがき
凡 例

第1 緊急逮捕

1 緊急逮捕の要件

- (1) 重罪性
- (2) 嫌疑の充分性
- (3) 緊急性
- (4) 理由の告知
- (5) 司法巡査による逮捕の場合の引致手続等
- (6) 逮捕状の請求
 - ア 「直ちに」の意義
 - イ 逮捕状の請求権者
 - ウ 逮捕状請求書の記載事項、疎明資料等
 - エ 釈放した場合等における逮捕状請求の要否

2 緊急逮捕をめぐる諸問題

- (1) 任意取調べと緊急逮捕
- (2) 通常逮捕状の緊急執行と緊急逮捕
- (3) 緊急逮捕後に被疑者が逃走した場合の再度の身柄拘束方法
- (4) 緊急逮捕手続に重大な瑕疵がある場合の対応
- (5) 逮捕状請求が却下された場合の再度の身柄拘束方法
- (6) 逮捕状の呈示の要否
- (7) 逮捕状未発付のままの検察官送致の可否
- (8) 48時間の時間制限と緊急逮捕

第2 現行犯逮捕

1 現行犯逮捕

- (1) 軽微事件と現行犯逮捕
- (2) 犯罪の現行性
- (3) 犯罪と犯人の明白性
- (4) 現行犯人性の認定
- (5) 現行犯逮捕の必要性
- (6) 私人による現行犯逮捕

2 準現行犯逮捕

- (1) 「間がない」の意義
- (2) 犯罪と犯人の明白性
- (3) 「犯人として追呼されているとき」
- (4) 「贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる児器その他の物を所持しているとき」
- (5) 「身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき」
- (6) 「誰何されて逃走しようとするとき」

3 現行犯逮捕をめぐる諸問題

- (1) 共犯者の現行犯逮捕
- (2) 現行犯逮捕における有形力の行使

- (3) 現行犯逮捕に着手した後に被疑者が逃走した場合
- (4) 現行犯逮捕に先立つ捜索・差押えの適法性
- (5) 緊急逮捕すべきところを現行犯逮捕した場合
- (6) 準現行犯逮捕すべきところを現行犯逮捕した場合

第3 通常逮捕

1 逮捕状の請求

- (1) 被疑者特定の程度
- (2) 「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」
- (3) 有効期間を7日未満とする逮捕状請求の可否
- (4) 逮捕状請求後の撤回の可否
- (5) 被害者特定事項の記載
- (6) 逮捕の必要性
- (7) 同一事実による再逮捕の可否
- (8) 余罪による再逮捕の可否

2 逮捕状の発付

- (1) 複数の逮捕状発付の可否
- (2) 逮捕状発付後、逮捕前の引致場所の変更の可否
- (3) 逮捕状発付後に、逮捕状請求書に記載漏れがあったことが発覚した場合の措置
- (4) 逮捕状の有効期間が経過した場合の措置

3 逮捕状の執行

- (1) 逮捕状に重大な瑕疵がある場合の執行の可否
- (2) 逮捕状の呈示
- (3) 逮捕に伴う第三者に対する有形力行使の可否
- (4) 逮捕状の緊急執行

4 引致

- (1) 司法警察員から司法警察員への引致
- (2) 司法巡査による逮捕後引致前の釈放の可否

5 逮捕後の手続

- (1) 弁解録取手続の時間的限界
- (2) 逮捕後に被疑者が逃走した場合
- (3) 逮捕後に逮捕状記載の被疑事実に誤りがあることが判明した場合

第4 その他

1 逮捕に関する諸問題

- (1) 令状によらない捜索・差押えの可否
- (2) 逮捕状記載の引致場所と異なる警察署における留置の可否
- (3) 任意同行が先行する場合の48時間の起算点
- (4) 検察官送致の例外
- (5) 検察官送致と逮捕前置主義

判例索引

編著者紹介

FAXでのご注文は、切りとらずにそのままご送信ください。FAX 03-3233-2871

申込書

* 逮捕手続の実務
～疑問解消 110 事例～

合 計

部

ご所属名	府 県
(署・隊・課)	

ご担当者名 (TEL :)

係 名	氏 名

係 名	氏 名

(ご記入いただいた個人情報は、購入申込み及びそれに伴うご連絡・弊社図書ご案内に利用させていただきます。)

*お申込みは合計部数だけでも承ります。



立花書房

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL:03-3291-1561(代表) <http://tachibananashobo.co.jp>